

鳴門市から転出される方へ(転出後の手続きのご案内)

1. 新しい住所地に転入された日から、14日以内に下記のものを持参し、転入した市町村役場で転入手続きをしてください。
 なお、転出証明書は紛失しないようにしてください。

(1)鳴門市発行の転出証明書 (2)印鑑 (3)年金手帳(国民年金加入者) (4)本人確認書類

※ 正当な理由なく14日以内に転入届を行わない場合は、5万円以下の過料に処せられることがあります。(住民基本台帳法)

2. 次の表に該当のある方は、それぞれ手続きを行ってください。
 詳しい手続きにつきましては各担当窓口へお問い合わせください。

	鳴門市での手続き		新住所地での手続き
		担当窓口	
なと市民カードをお持ちの方 (印鑑登録をされている方)	資格は消滅します。 カードをお返してください。 (印鑑登録は転出により抹消されます)	市民課 市民担当 Tel 684-1092	印鑑登録証明書が必要な方は、新たに印鑑登録をしてください。
国民年金に加入されている方	手続きは不要です。	市民課 国民年金担当 Tel 684-1138	「国民年金手帳」を持参し、手続きをしてください。
国民健康保険に加入されている方	転出(予定)日の翌日に資格が消滅します。 保険証をお返してください。	保険課 保険資格給付担当 Tel 684-1355	印鑑を持参し、加入手続きをしてください。
公立小・中学校に在学されている方	学校で「在学証明書」と「教科書用給与証明書」の交付を受けてください。	学校教育課 学務担当 Tel 686-8802	左記の書類を持参し、入学の手続きをしてください。
児童手当を受けられている方	子どもいきいき課で消滅手続きをしてください。	福祉事務所 子どもいきいき課 児童担当 Tel 684-1146	請求者の保険証・通帳・印鑑を持参し、申請手続きをしてください。
後期高齢者医療資格のある方	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。被保険者証をお返してください。 県外転出の方は、「負担区分等証明書」を発行します。	保険課 保険資格給付担当 Tel 684-1139	印鑑、「負担区分等証明書(県外転出の方のみ)」を持参し、受給資格手続きをしてください。
子どもはぐみ医療費受給者証をお持ちの方	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。受給者証をお返してください。	福祉事務所 子どもいきいき課 児童担当 Tel 684-1146	制度の有無をお尋ねください。
介護保険被保険者の方 (65歳以上の方)	「介護保険被保険者証」をお返してください。	長寿介護課 介護給付・賦課担当 Tel 684-1376	不要
介護認定を受けられている方	「受給資格証明書」を交付しますので長寿介護課で手続きをしてください。	長寿介護課 介護認定担当 Tel 684-1347	左記の「受給資格証明書」を持参し、介護保険の手続きをしてください。
介護保健施設や養護老人ホームなどへ入所するため転出する方	長寿介護課に「介護保険被保険者証」をお返し下さい。 後日、新住所記載の「介護保険被保険者証」を交付します。	長寿介護課 介護給付・賦課担当 Tel 684-1376	左記の「介護保険被保険者証」を入所施設にご提示ください。
鳴門市ナンバーの原付等のプレートの交付を受けられている方	税務課へナンバープレートをお返してください。 登録を抹消し、廃棄証明書を交付します。	税務課 市民税担当 Tel 684-1070	廃棄証明書と印鑑を持参し、新たにナンバープレートの交付を受けてください。 市町村によっては、廃車と同時に登録手続きを行えるところがありますので転入地の市町村であらかじめ確認してください。

転入地変更	転出証明書に記載してある転入地を変更し、別の住所に転入する場合は、希望の転入地の市区町村に、この転出証明書を添えて転入手続きを行ってください。
-------	-------------------------------------------------------------------------